

米国税制改正：大型税制改正を含む予算調整措置法案(One Big Beautiful Bill Act)が成立

July 2025

In brief

2025年7月4日(現地時間)、米国トランプ大統領は、各種の税制改正項目を含む予算調整措置法案(「一つの大いな美しい法案(H.R. 1, "the One Big Beautiful Bill Act")」、以下「OBBA」)に署名し、同法案は成立しました。

OBBAには、第1次トランプ政権での減税項目を2026年以降も継続する各種の改正のほか、100%ボーナス償却の復活、利子費用控除制限の緩和、国内研究開発費の即時損金化、国内製造業向けの優遇措置、各種の国際課税項目の改正、ESG関連税額控除の一部縮小等、米国に子会社を持つ日系企業にとっても重要な改正項目が含まれています。5月に下院が可決した法案に含まれていた内国歳入法899条(軽課税所得ルール(Untaxed Profits Rule:以下「UTPR」))およびデジタルサービス税(Digital Service Tax:以下「DST」)導入国への報復課税)は、その後の米国とG7との合意に基づき削除されています。

本ニュースレターでは、OBBAの背景および概要、法人・国際関連改正項目の内容について解説します。

In detail

OBBAの背景および概要

政権与党は2025年4月に上下院が承認した予算調整措置の枠組みに基づき、第1次トランプ政権下で成立した2017年税制改正(Tax Cuts and Jobs Act:以下「TCJA」)の減税項目を2026年以降も維持する各種の改正を含む予算調整措置法案の成立を独立記念日(7月4日)までに成立させることを目標としていました。同法案は2025年5月22日に下院で可決(賛成215、反対214票)されたのち、2025年7月1日に上院で可決(賛成51、反対50、副大統領によるタイブレーク)、その後、7月3日に上院法案を修正なしで下院が可決(賛成218、反対214)したことから、両院での擦り合わせを実施することなく成立しました。

OBBAによる税制改正に関して、両院租税委員会(JCT)は今後10年(2025年-2034年)で4.475兆米ドルの歳入減を見込んでいます。主な減税項目はTCJAによる個人所得税減税(2025年末失効予定)の延長、各種の法人税減税、主な増税項目はクリーンエネルギー関連の税額控除の縮小とされています。

また、OBBA全体に関して、議会予算局(Congressional Budget Office:CBO)は今後10年で4.5兆米ドルの歳入減を見込んでおり、1.2兆米ドルの歳出削減と合わせ、財政赤字拡大幅は3.3兆米ドルと見積もられています(上院法案最終修正前の見積)。歳出削減項目の主なものとしては、メディケイド(低所得者向け社会保障給付)・奨学金等の教育関連政府補助・SNAP(フードスタンプ等の低所得者向け補充的栄養支援プログラム)等が含まれています。歳出増項目の主なものとして、軍事費・国境警備費が含まれています。また、OBBAは、現在36.1兆米ドルの政府債務上限を5兆米ドル増額する規定が含まれています。

予算調整措置法は上・下院とも過半数の賛成で通過が可能であることから、両院での多数派である共和党議員の賛成票のみで通過しています。当初下院歳入委員会議長が公表した下院法案ドラフトに対し、共和党内部の中道派（個人所得税における州税控除限度額引上げや、地方での社会保障支出削減の縮小を主張）、クリーンエネルギー関連政策維持派（税額控除の繰上げ撤廃に反対）、保守派（財政赤字拡大に反対、一層の歳出削減を主張）の意向を踏まえ複数の修正が行われたうえで、最終的に両院ともに僅差で可決されたものです。

OBBAにおける税制改正項目の概要は以下の通りとなります。

- 個人所得税:** TCJA の減税項目（2025 年末失効予定）を 2026 年以降も恒久的に維持しつつ、新たな減税項目を追加。パスルー事業体を通じて個人が稼得する所得の特別控除率について 20%を継続適用。連邦所得税計算上の州税控除限度額を 1 万米ドルから 4 万米ドルへ引上げ。
- 法人・国際課税:** TCJA で導入された各種の税制（利子費用控除制限、ボーナス償却、R&D 税額控除等）について、その後フェーズアウトや増税が開始している項目を TCJA 成立時に戻す改正に加え、各種の国際税制に係る改正を実施。トランプ氏が選挙公約としていた国内製造業に対する軽減税率（15%）は含まれないものの、米国内の製造施設の建設・取得に係る即時償却制度を創設。
- クリーンエネルギー関連税額控除:** 増税項目として、2022 年インフレ抑制法（Inflation Reduction Act: IRA）により拡充された各種の ESG 関連税額控除を縮小。EV／省エネ住宅関連は原則として 2025 年 9 月末で適用廃止、太陽光・風力関連の投資・生産税額控除は原則として法案設立日から 1 年経過より後に建設開始かつ 2028 年以降から供用開始したものにつき適用廃止。その他の税額控除についても適用廃止タイミングを概ね繰り上げ。中国等米国が安全保障の観点で懸念を持つ国の者によって支配・影響されている事業体（禁止外国事業体）に対する適用制限の創設。

法人・国際関連の主な改正項目

OBBAにおける法人・国際関連の主な改正項目は以下の通りです。

法人関連改正項目

項目	現行法	改正内容・適用時期
利子費用控除制限の基準緩和	<ul style="list-style-type: none"> 米国法人の純利子費用につき、課税所得に利子費用を足し戻した調整課税所得（税務上 EBIT）×30%を控除限度額とする 超過利子額は無期限繰越可 一定の自動車購入に係る借入金利子（floor plan financing interest）の例外あり 連結納税グループ組成時はグループベースで計算 一定の事業、小規模法人の例外あり 	<ul style="list-style-type: none"> 控除限度額を税務上 EBITDA×30%に変更 CFC 税制による合算所得（外国税額に係るグロスアップを含む）は調整課税所得から除外* 一定の自動車購入に係る借入金利子の例外規定をキャッシングカー等についても適用拡大 利子の資産化（一定の資産化規定を除く）より先に控除限度額を計算* 2025 年以降開始課税年度の限度額計算について恒久的に適用（*については 2026 年以降開始課税年度から適用）

項目	現行法	改正内容・適用時期
100%ボーナス償却の復活および拡大	<ul style="list-style-type: none"> 適格固定資産(一般に、耐用期間 20 年以下の固定資産)は納税者の選択により初年度ボーナス償却を適用可 ボーナス償却率は TCJA 立法時には 100% だったが、2023 年以降毎年 20%ずつ遞減しており、2025 年は 40%(一定の資産は 60%) 	<ul style="list-style-type: none"> 初年度ボーナス償却率を 100%に変更 Qualified Production Property: 以下、「QPP(適格生産資産)」に関する即時償却の創設 2025 年 1 月 20 日以降取得・供用開始された資産について恒久的に適用 移行措置として、2025 年 1 月 20 日以降に終了する最初の課税年度において、納税者の選択により 40%(一定の資産は 60%) ボーナス償却を適用可
QPP の 100% 償却の創設 (内国歳入法 168 条(n))	<ul style="list-style-type: none"> 適格生産(qualified production)の不可欠な一部として使用される QPP について、納税者の選択により、即時償却が認められる 適格生産とは、適格製品(qualified product)の製造(manufacturing)・生産(production)・精製(refinement)をいい、資産の実質的な変化(substantial transformation)を及ぼすものでなければならない 生産(production)とは、農業および化学関連の生産活動をいう 適格製品とは、すべての有形資産(一定の飲食品を除く)をいう QPP とは以下の要件を満たす非居住用不動産をいう <ul style="list-style-type: none"> 1. 内国歳入法 168 条(減価償却)の対象となる資産であること 2. 納税者の適格生産の不可欠な一部として使用されていること 3. 米国または米国の領土内で供用開始されること 4. 当該納税者が最初に供用開始すること 5. 2025 年 1 月 20 日以降 2028 年末までに建設開始されていること 6. 法案成立日以降 2030 年末までに供用開始されていること 加えて、2025 年 1 月 20 日以降 2028 年末までに取得された資産については、上記要件 4 および 5 に代えて以下の要件を適用 <ul style="list-style-type: none"> 1. 2021 年 1 月 1 日以降 2025 年 5 月 12 日までの期間において適格生産活動に使用されていないこと 2. 当該取得以前に当該納税者あるいはその関連者によって使用されていないこと 適格生産活動に従事する者に対する資産のリースは適用対象外 内国歳入法 168 条(g)に基づく ADS(alternative depreciation method)の対象となる資産は適用対象外 オフィス、事務作業、宿泊、駐車、販売、調査、ソフトウェア開発その他有形資産の製造・生産・精製と無関係の用に供される部分の資産は適用対象外 適用期限(2030 年末)について、Acts of God が生じた場合には、財務省が 2 年延長可能 供用開始から 10 年以内に QPP が適格生産の不可欠な一部として用いられなくなった場合、通常税率での取り戻し(recapture)の対象となる。 	

項目	現行法	改正内容・適用時期
R&D 費用の即時損金化	<ul style="list-style-type: none"> 2022 年以降、R&D 費用は資産化し、国内 R&D 費用は 5 年で、国外 R&D 費用は 15 年で償却 	<ul style="list-style-type: none"> 国内 R&D 費用について、納税者の選択により、①即時損金化、②資産化し納税者の選択する期間(最低 60 ル月、当該費用の恩恵が実現する月から起算)で償却、③資産化し 10 年間で償却(59 条(e)(2)(B))、のいずれかを適用(新 174 条 A)。 納税者の選択により、既に資産化済の 2022-24 年の国内 R&D 費用を今後 1-2 年で償却可 2025 年以降開始課税年度に支払あるいは発生した費用について恒久的に適用 過去 3 年平均年間収入 3100 万米ドル以下の納税者は選択により 2022 年まで遡及適用可
内国歳入法 179 条による即時償却	<ul style="list-style-type: none"> 一定の減価償却資産については 100 万米ドルまでは即時償却可能 179 条対象資産の当年度取得総額が 250 万米ドルを超過する場合、超過額分だけ上限を引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 上限を 250 万米ドルに引き上げ 179 条対象資産の当年度取得総額が 400 万米ドルを超過する場合、超過額分だけ上限を引下げ(400 万米ドル基準は 2026 年以降インフレ調整あり)。 2025 年以降開始課税年度に供用開始した資産から適用
CAMT(Corporate Alternative Minimum Tax, 会計上利益に係る 15%ミニマム税)における掘削費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし(CAMT の財務諸表所得(Adjusted Financial Statement Income:AFSI)計算上、内国歳入法 168 条に定める減価償却の対象となっている場合には減算調整の対象となるが、一般に intangible drilling and development costs は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> Intangible drilling and development costs について AFSI 計算上控除可能 2026 年以降開始課税年度から適用
取締役報酬の控除制限(内国歳入法 162 条(m))	<ul style="list-style-type: none"> 公開会社の役員等に対する報酬について、100 万米ドルを超過する部分の金額は控除不可 	<ul style="list-style-type: none"> 100 万米ドル上限の適用判定上、同一の役員等に対し他の支配グループの法人から支払われている報酬も加算 2026 年以降開始課税年度から適用
法人による慈善寄附控除	<ul style="list-style-type: none"> 法人の慈善寄附金は、課税所得の 10%まで控除可(超過額は 5 年間繰越可) 	<ul style="list-style-type: none"> 控除適用最低額(floor)(課税所得の 1%)を追加 2026 年以降開始課税年度から適用
工事進行基準の例外	<ul style="list-style-type: none"> 建設に係る長期契約から生じる収益については原則として工事進行基準を適用 例外として、家屋(home)の建設契約については工事完了基準を適用可 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の居住用建物(5 以上の居住ユニットを含むもの)の建設に係る長期契約から生じる収入については工事完了基準を適用可 法案成立日より後に開始する課税年度に締結された契約から適用

項目	現行法	改正内容・適用時期
海外送金に係る物品税 (excise tax)の創設	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 米国の個人から米国外の者に対する送金について、送金者に対し1%物品税を課税。 現金及び現金類似物の送金のみ適用 一定の金融機関口座からの送金や、米国内で発行されたクレジットカード・デビットカードにより調達された資金の送金については対象外 2026年以降の送金から適用
Opportunity Zone に 係る税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 株式等のキャピタルゲイン実現後180日以内に適格オポチュニティゾーン(一定の低所得地域等)に再投資した場合、キャピタルゲイン税額の繰延および減額等の税メリットを付与 	<ul style="list-style-type: none"> オポチュニティゾーン税額控除を恒久化 指定を受けるための適格要件を強化 2026年以降10年毎に地域指定を実施

国際関連改正項目

項目	現行法	改正内容・適用時期
FDII(Foreign Derived Intangible Income, 国外由来無形資産所得)に 係る特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 国外への資産の販売および国外での役務提供や無形資産使用の対価に対する軽減課税 米国法人の一定の超過収益(一般に、有形固定資産税務簿価(QBAI:Qualified Business Asset Investment)の10%を超過する利益)に国外由来割合を乗じた金額をFDIIとし、37.5%特別控除を適用(2026年から21.875%) 実効税率は現行13.125%、2026年から16.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 特別控除率を33.34%へ引下げ(実効税率は14%) QBAI要件を廃止し、名称を「Foreign Derived Deduction Eligible Income」へ変更 FDII計算上、一定の費用(利子費用、R&D費用)を対象所得(DEI)への費用配賦から除外 一定の無形資産および減価償却資産の譲渡益を適用対象から除外(本項目のみ2025年6月17日以降の取引から適用) 2026年以降開始課税年度から適用
GILTI(Global Intangible Low Taxed Income, グローバル無形資産低課税所得)に 係る特別控除	<ul style="list-style-type: none"> CFC(Controlled Foreign Corporation)の一定の超過収益(一般に、有形固定資産税務簿価(QBAI)の10%を超過する利益)をGILTIとして合算課税 合算課税にあたっては、50%特別控除(2026年から37.5%へ引下げ)を適用したうえで、対象所得に帰属する外国法人税の80%までを外税控除可 実効税率は現行10.5%(外税控除考慮後13.125%)、2026年から13.125%(外税控除考慮後16.40625%) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別控除率を40%へ引下げ 外国法人税の90%までを外税控除可 実効税率は12.6%($= (1 - 40\%) \times 21\%$)、外税控除考慮後は14%($= 12.6\% / 90\%$) QBAI要件を廃止し、名称を「Net CFC Tested Income」へ変更 外税控除限度額計算上、一定の費用(利子費用、R&D費用、その他一定の間接費用)についてはGILTI合算所得ではなく国内源泉所得に配賦 2026年以降開始課税年度から適用

項目	現行法	改正内容・適用時期
BEAT (Base Erosion Anti-abuse Tax, 税源侵食滥用防止税)	<ul style="list-style-type: none"> 米国法人の修正課税所得(国外関連者に対する控除可能な支払(税源侵食支払)を課税所得に足し戻した金額)に BEAT 税率(10%)を乗じた金額(BEAT 暫定税額)が、通常税額(一定の税額控除足し戻し後)を超える場合に、超過額を納税 2026 年から BEAT 税率は 12.5%へ引上げ 銀行・証券業の場合は BEAT 税率+1%加算 	<ul style="list-style-type: none"> BEAT 税率を 10.5%(銀行・証券業は +1%)へ引上げ 通常税額に対する税額控除足戻しを 2026 年以降も維持 2026 年以降開始課税年度から適用 <p>※上院法案ドラフトに含まれていた、高税率国への支払の適用除外、BEAT 税率 14%その他の改正案はその後削除された。</p>
CFC 判定上の downward attribution の適用制限	<ul style="list-style-type: none"> CFC 判定上、米国法人を 50%以上保有する者が保有する法人の株式についても、当該米国法人が保有しているものとみなされる (downward attribution, 内国歳入法 318 条(a)(3)(C)) このため、例えば米国子会社が直接 5%しか保有していない海外子会社についても、日本親会社が残りの 95%を保有している場合、米国子会社は(日本親会社を通じて)当該海外子会社を 100%保有しているものとみなされる結果、当該海外子会社は米国税務上の CFC として扱われ、米国子会社における開示や合算課税の対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> CFC 判定上の downward attribution の適用制限(内国歳入法 958 条(b)(4))を復活 この結果、左記の例では、米国子会社は海外子会社を直接・間接 5%しか保有していないため米国税務上の CFC として扱われない。 財務省規則に定める一定の場合は downward attribution を継続適用(内国歳入法 951 条 B の創設) 外国法人の 2026 年以降開始課税年度から適用
外税控除限度額計算上の棚卸資産売却益の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 外税控除限度額計算上、棚卸資産の売却に係る所得は、製造活動の場所に基づき国内源泉所得か国外源泉所得に配賦 	<ul style="list-style-type: none"> 外税控除限度額計算上、米国内で製造され米国外で売却された棚卸資産に係る所得で一定の要件を満たすものの 50%までを国外源泉所得に配賦 2026 年以降開始課税年度から適用
CFC Look-through ルールの恒久化	<ul style="list-style-type: none"> CFC が関連者である他の CFC から受動的所得を受領した場合、支払者における原資が Subpart F 所得や米国内事業実質関連所得(ECI)ではない場合には Subpart F 所得から除外(内国歳入法 954 条(c)(6)) 2025 年末で失効 	<ul style="list-style-type: none"> 2026 年以降も恒久的に適用
CFC 課税年度を米国株主より 1 カ月繰り上げた場合の特則	<ul style="list-style-type: none"> 米国の者が 10%以上保有する米国外法人(特定外国法人, specified foreign corporation)は、過半数持分を保有する米国株主と同じ課税年度を使用する必要があるが、例外として、納税者の選択により 1 カ月早い課税年度末を選択することが可能(内国歳入法 898 条(c)) 	<ul style="list-style-type: none"> 例外規定を廃止 現在 1 カ月早い課税年度を選択している特定外国法人も、過半数持分を保有する米国株主の課税年度末へ変更が必要 特定外国法人の 2025 年 12 月 1 日以降開始課税年度から適用

項目	現行法	改正内容・適用時期
CFC 株主が期中変更した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • CFC 株主が期中変更した場合でも、CFC の課税年度末における米国株主が当該 CFC の通年の所得に係る合算課税の対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> • CFC 株主が期中変更した場合は、CFC の Subpart F 所得および GILTI のうち旧米国株主と新米国株主それぞれに按分的に帰属する額(pro rata share)が合算課税の対象となる • 具体的な按分方法につき条文上の記載なし • 外国法人の 2025 年 12 月 1 日以降開始課税年度から適用

内国歳入法 899 条の創設案の撤回

2025 年 5 月 22 日に可決された下院法案においては、UTPR／DST 導入国に対する報復課税として内国歳入法 899 条の創設が提案されており、その後公表された上院法案ドラフトでも同様の規定が提案されていました。

同条においては、UTPR を含む域外適用的な税制、DST を含む差別的な税制を適用する国の法人、個人、政府に対する各種の報復課税が含まれていました。例えば、上院法案ドラフトにおいては、UTPR 導入国の個人や法人(米国外グループ会社を含む)が米国から受領する所得(配当・利子・使用料)の源泉税率や米国支店税率を最大 15% 引上げるほか、UTPR や DST 導入国の法人の米国子会社における税源侵食濫用防止税(BEAT)の強化が含まれていました。日本の場合、UTPR の適用が 2026 年 4 月 1 日以降開始事業年度であるため、源泉税率引き上げは 2027 年 1 月 1 日以降受領する支払から、米国支店税率引上げや BEAT の強化は(3 月決算法人の場合)2027 年 4 月 1 日以降開始事業年度からであることが想定されていました。

その後、2025 年 6 月 26 日、ベッセント財務長官から、米国と G7 との間で米国企業をグローバル・ミニマム課税から除外する合意に達したこと、および、当該合意を踏まえ内国歳入法 899 条の創設を上記法案から削除することが発表されました。また、同日、上院財政委員会議長、下院歳入委員会議長からも連名で同趣旨の声明が発表されました。

これに対し、2025 年 6 月 28 日以降、[英國政府](#)、[カナダ政府](#)、[日本政府\(仮訳\)](#)が合意の内容に係る G7 声明を公表し、以下の内容が明らかになりました。

- グローバル・ミニマム課税と米国のミニマム課税ルールとは「共存システム(a side by side system)」であるとの理解の共有
- 米国親会社グループ(U.S. parented groups)の米国内外の利益について、UTPR および IIR から完全に免除
- 共存システムにおける共通の政策目的へのコミットメント
- Pillar 2 全般に係る執行とコンプライアンスの枠組みの大幅な簡素化、および、還付無税額控除の取扱と還付税額控除との整合性を確保する変更の検討

G7 声明により、今後、米国企業グループについては、同声明の各国内法での反映後は、IIR および UTPR の適用から免除されることとなります。ただし、QDMTT については従前どおり適用されるものと考えられます。米国外企業グループについては、従前どおり IIR、UTPR、QDMTT が適用されますが、米国外企業グループ内の米国子会社傘下の海外子会社(例:日本親会社 - 米国子会社 - 海外孫会社)の適用関係については G7 声明では明確に触れられていません。

上記の G7 声明は、現時点では政治的合意に過ぎず、執行するには各国での立法措置が必要となりますが、各国での立法措置のタイミングや方法(免除規定の創設、セーフハーバールールの改正等)については特定されていません。このため、今後は、G7 声明を踏まえた OECD 包摂的枠組での議論に留意しつつ、各国毎の税制改正の動向に従った対応が必要と考えられます。

なお、上記の米国両院委員会議長声明では、今回の合意から離脱や実施の遅延をする国があらわれた場合、両院共和党は即座に対応することが付言されています。議会運営規則上、今会期中に予算調整措置をあと 2 回発議することができるため、両院共和党が 899 条の創設を再提案することは可能とされています。

ESG 関連税制の縮小

法人に対する増税項目として、2022 年税制改正 (IRA) で大幅に拡充された各種の ESG 関連税額控除の適用廃止や一部縮小されています。主な改正項目は以下の通りです。

EV 関連項目

項目	現行法の適用時期	改正内容・適用時期
Section 25E (クリーン自動車(中古)に係る税額控除)	2032 年末までに取得した車両に適用	2025 年 10 月以降に取得した車両から適用廃止
Section 30D (クリーン自動車(新車)に係る税額控除)	2032 年末までに供用開始した車両に適用	2025 年 10 月以降に取得した車両から適用廃止
Section 45W (クリーン自動車(商用)に係る税額控除)	2032 年末までに取得した車両に適用	2025 年 10 月以降に取得した車両から適用廃止
Section 30C (代替燃料車用充電設備に係る投資税額控除)	2032 年末までに供用開始した資産に適用	2026 年 7 月以降に供用開始した資産から適用廃止

住宅関連項目

項目	現行法の適用時期	改正内容・適用時期
Section 25C (省エネ住宅改修に係る税額控除)	2032 年末までに供用開始した資産に適用	2026 年以降に供用開始した資産から適用廃止
Section 25D (居住用住宅に係るクリーンエネルギー税額控除)	2034 年末までに供用開始した資産につき適用	2026 年以降の支出から適用廃止
Section 45L (省エネ住宅新築に係る税額控除)	2032 年末までに取得した資産につき適用	2026 年 7 月以降に取得した資産から適用廃止
Section 179D 省エネ商用建物の特別控除	一定のエネルギー効率要件を満たす商業用ビルにつき、面積に応じ特別控除を適用	2026 年 7 月以降に建設開始した資産から適用廃止

クリーンエネルギー関連項

項目	現行法の適用時期	改正内容・適用時期
Section 45Q (炭素隔離に係る税額控除)	2032 年末までに建設開始された資産に適用	適用要件に係る一定の修正(適格酸化炭素の用途の差異に係る取扱いの統一) PFE への適用制限(※)
Section 45U (ゼロエミッション原子力発電に係る税額控除)	2032 年末までに建設開始された資産に適用	PFE への適用制限(※)
Section 45V (クリーン水素に係る生産税額控除)	2032 年末までに建設開始された資産に適用	2028 年以降に建設開始された資産から適用廃止

項目	現行法の適用時期	改正内容・適用時期
Section 45X (先進製造活動に係る税額控除)	2032年末までに生産・販売された資産について適用。2030年以降フェーズアウト	風力関連部品は2028年以降に生産・販売された資産について適用廃止 重要鉱物は2031年以降フェーズアウトし2033年末で廃止 2027年以降課税年度で販売された資産に係る適用要件の修正 PFEへの適用制限(※)
Section 45Y (クリーン電力に係る生産税額控除)	2032年か排出量削減目標達成年度のいずれか遅い方の翌年以降に建設開始する資産からフェーズアウト	風力、太陽光は法案成立後1年経過より後に建設開始され、2028年以降供用開始した資産について適用廃止 PFEへの適用制限(※)
Section 45Z (クリーン燃料に係る生産税額控除)	2027年末までの生産販売について適用	2029年末まで適用延長 排出基準を修正 米国・カナダ・メキシコ産以外の原料使用時の制限の導入 PFEへの適用制限(※)
Section 48 (エネルギー資産に係る投資税額控除)	2034年末までに建設開始した資産に適用	適用廃止(2025年6月16日以降に建設開始のエネルギー資産(energy property)は税額控除率を2%から0%へ引下げ)
Section 48C (適格先進エネルギープロジェクトに係る税額控除)	2032年末までに供用開始した資産に適用	未使用で政府に返還された税額控除枠の再配分を廃止(法案成立日から)
Section 48D (先進製造活動に係る投資税額控除)	2026年末までに建設開始した資産に適用	2026年1月1日以降に供用開始された資産について税額控除率を25%から35%に引き上げ
Section 48E (クリーン電力投資税額控除)	2032年か排出量削減目標達成年度のいずれか遅い方の翌年以降に建設開始する資産からフェーズアウト	風力、太陽光は法案成立後1年経過より後に建設開始され2028年以降供用開始した資産について適用廃止 適格燃料電池資産(2026年以降建設開始されたもの)に係る税額控除の修正 PFEへの適用制限(※)
Section 168(e)(3)(B) (エネルギー資産に関する5年加速度償却)	内国歳入法48条(a)(3)(A)に定めるエネルギー資産について5年加速度償却(MACRS)を適用	2025年以降建設開始のエネルギー資産を5年加速度償却の対象から除外

(※)PFEへの適用制限

一定のクリーンエネルギー関連税額控除(Section 45Q, 45U, 45X, 45Y, 45Z, 48E)については、原則として法案成立日より後に開始する課税年度以降、米国が安全保障の観点から定める禁止外国事業体(PFE, prohibited foreign entities)に対する適用制限の対象となります。

PFEとは、①米国の安全保障法規に指定された特定外国事業体(SFE, specified foreign entities)(一般に、中国、ロシア等の政府や者が保有・支配する一定の事業体を含む)、および、②SFEが一定の影響力(一定割合以上の持分等保有のほか、一定の契約(役務提供契約、ライセンス契約等)を通じた実質的な支配の行使を含む)を持つ外国影響事業体(FIE, foreign influenced entities)をいいます。納税者がPFEに該当する場合には上記税額控除の適用が認められない(FIEについては、一部の項目については適用制限開始まで2年の猶予あり)ほか、SFEに対する税額控除譲渡も制限の対象となります。

加えて、一部の税額控除(Section 45X, 45Y, 48E)については、納税者が PFE に該当しなくても、適格施設等に関する PFE から重要な支援(material assistance)を受けている場合にも制限が適用されます(一部の項目については 2026 年以降建設開始された資産から適用)。重要な支援の有無は、PFE から調達した部品や原材料のコストの割合により判定され、年度・税目毎に異なる閾値が設定されています。

The Takeaway

TCJA における各種の減税項目が今後も延長されることや、フェーズアウトしていた項目が修正されること(100%ボーナス償却の復活、利子費用控除制限の EBIT 基準への修正、R&D 費用の即時損金化等)は、米国子会社を持つ日系企業に対しても有利な改正ということができます。なお、現在 R&D 費用資産化等により CAMT(会計上利益に対する 15%ミニマム税)が発生していない法人は、改正後の規定を適用した際における CAMT 適用上の影響に留意が必要です。

トランプ大統領の選挙公約であった「国内製造業に対する 15%税率」は含まれていませんが、適格生産資産の 100%ボーナス償却や FDII における QBAI 要件の撤廃といった国内製造業向けの優遇措置は米国内の設備投資の追い風となるものと考えられます。

他方、GILTI における QBAI 要件の撤廃や費用配賦ルールの改正は、米国傘下の海外子会社を多数保有する場合に GILTI 計算に大きな影響が生じる可能性があります。

ESG 関連税額控除の縮小については、EV・省エネ住宅関連以外の項目についてはその基礎的な仕組み(税額控除率や要件)が維持されています。しかし、適用廃止の繰り上げについては、長期的な採算性に影響を与える可能性があります。また、PFE への適用制限においては、税額控除の対象である米国のプロジェクト会社と PFE との資本関係や支配関係が存在していなくても、PFE からの影響力の有無や原材料等の調達割合により制限の対象となる可能性があるため、今後精査が必要となってくるものと考えられます。

最後に、内国歳入法 899 条自体は撤廃されたものの、グローバルミニマム課税に関する G7 声明の実施にあたっては各国での立法措置が必要となるほか、サンドイッチストラクチャー(日系企業グループの米国子会社傘下の海外子会社)に対する適用関係が不明確である等の問題があるため、今後の OECD での議論に注視が必要です。

(参考)

PwC 米国ニュースレター “President Trump signs H.R. 1, the “One Big Beautiful Bill Act”
(2025 年 7 月 6 日)

<https://www.pwc.com/us/en/services/tax/library/president-trump-signs-hr-1.html>

H.R.1 “One Big Beautiful Bill Act”(法案原文)

<https://www.congress.gov/119/bills/hr1/BILLS-119hr1eas.pdf>

JCT, Estimated Revenue Effects Relative To The Present Law Baseline Of The Tax Provisions In “Title VII – Finance” Of The Substitute Legislation As Passed By The Senate To Provide For Reconciliation Of The Fiscal Year 2025 Budget, July 1, 2025(JCT による上院法案に係る現行法基準の歳入影響額見積)

<https://www.jct.gov/getattachment/eb21dc77-6439-4fc3-8f5d-fc23a8c377e0/x-35-25.pdf>

CBO, Estimated Budgetary Effects of an Amendment in the Nature of a Substitute to H.R. 1, the One Big Beautiful Bill Act, Relative to CBO’s January 2025 Baseline, June 29, 2025(CBO による上院法案(最終修正前)に係る現行法基準の財政赤字影響額見積)

<https://www.cbo.gov/publication/61534>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

パートナー

山口 晋太郎

パートナー

小林 秀太

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.